

3. 大雨時のとるべき行動

3-3 要配慮者への支援

- 要配慮者を災害から守るためにには、地域全体の協力が必要不可欠です。
- 要配慮者ご本人を交えて支援する体制を築いておきましょう。
- 要配慮者を支援する人びとを地域住民全員で支えることも忘れずに。

■ 要配慮者とは

要配慮者とは、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人など、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの一連の行動をとることに支援を必要とする人びとのことです。

避難するときはこんな支援を

高齢者には

- まず声をかけ、安否の確認を行う。
- 救助は複数の支援者で対応する。
- 緊急時は介助しながら安全な場所まで誘導する。

目の不自由な人には

- 「お手伝いしましょうか?」と、まず声をかける。
- 杖を持った方の手をとらず、ひじのあたりに触れゆっくり歩く。

耳が不自由な人には

- 正面に向き合って口をやや大きめに動かしてゆっくり話し、口の動きで情報を伝える。
- 手話や筆談のほか、手のひらに指先で文字を書いて情報を伝える。

車いすの人には

- 階段や急坂では必ず2~3人で援助する。
- 上がるときは前向き、下がるときは後ろ向きに。



内部障害のある人には

- かかりつけ医などの情報収集や医療機関への連絡を支援する。

知的障害のある人には

- 一人でいるときは、声をかけて落ちつかせ、安全な場所へ誘導する。
- 言葉で理解されない場合は、手を引いて安全な行動ができるよう誘導する。

精神障害のある人には

- 簡潔に状況を説明し、安心させ見守る。

日本語でのコミュニケーションが十分でない外国人には

- 身振り、手振りで話しかけ、孤立させない。

要配慮者のみなさんへ

災害時の混乱の中では、遠方の支援者がすぐにかけすることは困難です。また、支援者が被災している場合も考えられます。このため、できる限り隣近所に、複数の支援者をつくるようにしましょう。隣近所の人に、「自分には災害時に支援が必要である」という意思表示を日ごろから行い、協力を得られるようにすることも身の安全を守る第一歩です。

- 妊娠している人は、どこに行くときにも必ず「母子手帳・健康保険証・診察券」を持ち歩くようにしましょう。
- 持病のある人は、カードに病名・薬・主治医などを書いて常に携帯しましょう。
- 服用している薬があれば携帯しましょう。
- 自宅以外の連絡先を、友人や日ごろ利用している施設に連絡しておきましょう。
- いざというときに自分の居場所を周りの人に知らせることができるよう、笛・ブザーなどを用意しておきましょう。

災害時の安否確認のための登録

- 豊中市では、災害発生時に自力避難が困難な人（避難行動要支援者）の名簿を作成しており、対象者には平常時から地域ボランティアへ個人情報を提供しておくことへの意思確認を郵送にて行っています。災害時には安否確認や、必要に応じて避難支援などを行います。なお、個人情報の提供について同意いただいても、必ずしも災害時に支援を受けられるとは限りません。可能な範囲での備えをお願いします。
- 対象者=65歳以上の単身世帯で要介護1,2または要支援1,2の人、要介護3以上の人、身体障害者手帳1級、2級を持つ人、精神障害者保健福祉手帳1級を持つ単身世帯の人、療育手帳Aを持つ単身世帯の人、難病患者（一定要件を満たす常時人工呼吸器の装着が必要な人）

長寿安心課 ☎ 6858-2237

お問い合わせ 障害福祉課 ☎ 6858-2266

危機管理課 ☎ 6858-2683